

# 議会運営委員会

平成30年2月21日午前9時から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男	○小村 尚己	小林 誠
平川 理恵	嶋田 善行	坂口 徹
奥村 容子		
伴 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長 乾 善亮	総 務 部 長 面卷 昭男
------------	---------------

## 3. 会議の書記

議会事務局長 真弓 啓	同局長補佐 大塚 美季
-------------	-------------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、坂口委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、坂口委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めていきたいと思っております。

初めに、1. 協議事項の（1）平成30年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、12月14日開催の議会運営委員会で3月2日金曜日から3月23日金曜日までの22日間を会期とする日程案を確認いたしました。町長から、3月14日午後1時から奈良県町村会総会が予定されており、そちらに出席のため、同日午後1時半から開会予定の建設水道常任委員会について、欠席の申し出を受けております。従いまして、3月14日の建設水道常任委員会は町長欠席で開催することとはなりますが、会期日程につきましては、お手元の日程案のとおり、3月2日金曜日から3月23日金曜日までの22日間の会期日程で決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成30年第1回斑鳩町議会定例会は、3月2日金曜日から3月23日金曜日までの会期22日間ということで決定をさせていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

さきの議員懇談会で、機構改革を予定している旨の報告が理事者のほうからございましたが、その内容について、本日、乾副町長に出席いた

だいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。 乾副町長。

副町長

おはようございます。

ただいま委員長のほうからございましたように、先日の議員懇談会での説明で申しあげておりました役場行政組織の機構改革についてでございますが。

委員長

副町長、どうぞ座って。

副町長

座って、失礼します。

案がまとまりましたので、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料を入れさせていただいておりますので、資料を見ていただいて、お願いしたいと思います。

役場の行政組織をスリム化することによりまして、限られた職員で効率的な事務を進めるために機構改革を行いたいと考えております。実施日につきましては、平成30年4月1日から実施をしたいと考えております。

その機構改革の内容でございますが、まず1点目は、部の統合でございます。健康福祉部と生活環境部を統合して、住民生活部といたします。統合後の住民生活部は、6つの課の体制になります。2点目につきましては、課の統合でございます。上水道課と下水道課を統合して、上下水道課といたします。統合後の都市建設部は、3つの課の体制ということになります。これらの統合によりまして、現在、部局が7部局ございます。それが、1つ部が減って6部局、それから、課・室が18から17になり、スリム化を図っていきたいというふうに考えております。また、3点目として、現在、監査委員書記、専任で置いておりますが、これにつきましては、議会事務局職員が併任をすることとして、その人員を他の部局に配分したいと考えております。

以上が機構改革の内容でございますが、1点目の部の統合を行うことについて、9本の条例の一部改正が発生をいたします。これにつきましては、斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例として、

1つの条例で9本の条例の一部改正を行いたいと考えております。これにつきまして、3月議会にこの関係条例を上程したいと考えておりますけれども、特に、2つ目の斑鳩町議会委員会条例の一部改正、これにつきましては、第2条で、厚生常任委員会の所管のところがございます。この中で、健康福祉部及び生活環境部の所管に関する事務というのがございます。これを住民生活部の所管に関する事務という形に改めをさせていただきたいというものでございます。

以上で、この役場行政組織の機構改革についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 ただいま説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、去年でしたか、組織改革されましたね。

（「去年、おとし」と呼ぶ者あり）

嶋田委員 おとしですか。それなら、これ、2年あって、瑕疵がある、ちょっと運用上難しいということでこのように、今回、変えられるという認識でよろしいんですか。

副町長 今、委員おっしゃっていただきましたように、2年間、平成28年4月1日に住民生活部を2つの部に、課が1つふえたということで2部に、健康福祉部と生活環境部に割ったわけですがけれども、実際のところ、私も住民生活部長を過去に経験しております、課が1つふえたんですけど、ふえたとしても中身、住民生活部の中身は、業務的には全くふえていないという状況でございましたので、これを1つに戻すという形であっても問題ないというふうに考えておりますし、分けたんですけども、いろいろ、部長が課長を併任するという形もなりましたので、あまり部をふやして部長の数をふやすというよりも、やはりスリムな体制でやっていきたいというふうに考えておりますので、もとの形に戻したい

ということでございます。

嶋田委員 わかりました。

なんか、課1つふやしてということなんですが、これ、1の健康福祉部と生活環境部、結局、これ、3つ、3つが6つになっただけで、課は減らさないわけなんですか。

副町長 課の数はこのままでいかせていただきたいと思います。福祉子ども課、子育ての関係で、このときは課をふやさせていただいたということでございますけれども、課を減らすという考えはございません。部を、だから、統合するということでございます。

嶋田委員 そして、3番目なんですけども、これ、議会事務局が監査委員書記を併任ということなので、結局、議会事務局の職員が監査関係の事務もやっていくということで、これ、事務量が僕、監査委員の事務量がわからないんですね。それでやっていけるのかどうか。また、開会中の時期なんかは、議会事務局、大分忙しいと思いますのでね、そこら辺、どうなのか。ちょっと、これ、調べていかなあかんなどは思っているんですけどね。

副町長 専任を置かせていただいたときも、以前は議会事務局が併任しておったということがございます。このときと状況は、当然、変わっておるわけですがけれども、ほかの団体、ほかの町の関係見てみますと、平群町さんは専任して置いておられるということですがけれども、あと残りの生駒郡、三郷と安堵、それから北葛城郡の王寺町、河合町、上牧町は、議会事務局の職員さんが併任、2人が併任されているという状況でございますので、実質、議会事務局の仕事がふえるということではございませんけれども、他の団体さんもこれで対応されているということでございますので、以前もそういう形でやっておったという過去の経緯もございまして、この中でやっていただくということをお願いしたいというふうに思います。

嶋田委員 過去にそういうふうにやっていて、何で、そうしたら、3人分けたんですか。仕事量が多いから分けたということも考えられるわけで、その過去でやっていたからというのは、理由にはならんと思います。

そして、ほかの行政団体が併任でやっていると。その仕事量の大きさも、ボリュームも関係してくるのでね、ほかの行政団体がやっているから斑鳩町もできるやろうと、そういう安易な考えではいかなものかという気はしますけどね。

副町長 これ、全体の職員の人事配置を考えた中で、ほかの課については、住民さんの窓口、問い合わせ、電話等ございます。それから、いろいろな事業とかイベントとかもございますので、それと単純には比べられないんですけども、その中で、やはり、比較的、監査委員書記あるいは議会事務局も、議会のときは当然忙しいわけですけども、そういったことが、住民さんの対応とか、少ないわけでございますので、比較的、十分それで対応していただいているということで考えておりますので、人員を、だから、確保して、ほかの忙しいところに配分したいという考えで、今、こういう形で、併任という形で提案させていただいたということでございます。

嶋田委員 それやったら、職員さんふやしたらええだけのことで、新卒の人、そんなん理由にならんわけでしょう。

これは、あれなんですか、委員会付託は関係ないんですか。もうこの議運でやって、全協で報告いただくという形なんですか。

委員長 暫時休憩します。

( 午前9時 9分 休憩 )

( 午前9時10分 再開 )

委員長 再開いたします。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 今おっしゃいましたように、先ほど委員おっしゃいましたけども、私も監査委員書記の併任ということで、事務量がどれぐらいなのかっていうのがちょっとつかめませんので、そのあたり、教えていただきたいなと思うんですけど。

委員長 今、奥村委員のほうからも、監査委員さんが、書記さんがどういう、実際的に仕事をされているのかっていうのを、今、特に資料等いただくわけでなしに、口頭では、できるんじゃないかということで行政側の認識としては示していただきましたけども、我々、それ、判断する、その根拠っていうんですかね、がないもとの、なかなか判断しづらいということで、それを示していただけないかということでご意見いただきましたけど。 乾副町長。

副町長 資料として出すということでございますでしょうか。

例えば、仕事としては、当然毎月の例月、月末にございますので、例月の準備、定期監査の準備、決算監査の準備ということで、仕事としては大きな仕事がそれだけあるわけですがけれども、それに向けて準備をしているとうことでございますので、当然、今、書記で1人置いておりますから、いろいろ細かいところまでやってはいると思うんですけども、ただ、併任したときにそこまでできるかっていうことがね、あるんですけども。ただ、その監査の事務ということでやっていただいていますので、比較的時間的には余裕があるというように思っておりますので。近づいてきたらいろいろ調べたりする必要あるんですけど、通常の業務の中では比較的余裕を持ってやっていただいているという認識はしておりますので。大きくはその例月、決算と、それから定期ですね、監査ということでございますので。それ以外に、例えば住民監査請求が出てきたということになればまた、これはまた別の話なんですけども、通常、今の形で、比較的余裕を持ってやっていただいているという状況でございます。

委員長 今、一定、口頭で、ごくごく簡潔にですけども、一応、基本的にはそういう、監査書記としての仕事はそういう形がメインとしてあるよということで報告はいただきましたけども、十分な判断材料になるかどうかはちょっとわかりませんがね。

ほかの委員さん。 平川委員。

平川委員 この議会事務局職員が監査委員書記を併任するっていうの、この議会事務局の3人が3人とも併任をすることになるのか、その中でこの人だけが併任っていうことになるのか、ちょっとその辺がわからないのと、あと、機構改革で併任っていうことは、別に、人員が今のままっていうこと、町のほうはどう考えておられるかわからないんですけど、それとまた人員が、例えば繁忙期には少しふやしていただけるとか、そういうことも含めた上での併任なのか、そのあたり、もう3人やって頭から決めつけていますけど、そのあたりが臨機応変に対応できるのかどうかっていうのによってまた変わってくるかなと思うんですけど、それはどうなんですか。

副町長 今、併任で考えていますのは、局長と、それから、今の人員で言いますと課長補佐の2名という併任は考えております。議会事務局は、今、3人でおられますので、いろいろな資料コピーしたり、そういうのは書記の併任がなくてもやっていただけたらと思いますので、だから、今、監査委員書記と合わせて4人でやっていただいていますけど、それを3人で、併任は2人ですけど、事務的には3人でやっていただくような形になるとは思います。だから、その1人分は、ほかの部署に人員を配置させていただきたいということでございます。

委員長 小林委員。

小林委員 監査の関係で、個人情報取り扱いの関係で、併任されている方はもう常に向こうの、今の監査委員室のほうで作業される、残りの1人がこ

こちらの事務局で作業されるっていうふうに、部屋をそのまま監査委員室のほうで作業するという認識でいいんですかね。

副町長 部屋は当然、監査委員室という部屋を設けております。書類もそちらに置いておりますので、通常、こちらの議会事務局のほうで仕事をさせていただいて、監査の仕事をするときには向こうに行ってもらってという形にはなると思います。

小林委員 監査の書類とかそういう仕事は、議会事務局のほうには、もう、個人情報関係で持ち込まないっていう認識でいいんですね、今の説明では。

副町長 そういう形でやっていきたいというふうに思います。仕事をするときは向こうで仕事をさせていただく、あるいは、当然、自席でやってもらう、パソコン打ったりすることもございますので、自席でやってもらうということもあるかもわかりませんが、書類関係は全部監査委員室に置いておいてもらうという形にはなろうと思います。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 併任から専任になったいきさつというのは、どういうことなんですか。

副町長 当時、住民監査請求が出てくるのではないかというようなこともございましたので、専任を置くべきではないかということ、ご意見があって、置かせていただいたということでございます。

嶋田委員 誰からのあれがあったわけですか。

副町長 議会の議員さんからのご意見があったということでございます。

委員長 ほか、質疑、ご意見等ございませんか。 小村委員。

小村委員　　今、議会事務局の職員さん、3名でやっておられる中で、監査委員書記をされるということ、するという方向性の話の中で、やっぱり議会としては少し手をとられるので、ちょっと弱体化なのかなというふうな思いで反対したい気持ちもあるんですけども、行政のスリム化っていうのは、どこの部署でも、今、職員さん、残業しながら何とかして予算を抑えている中で、一定の理解はしなければいけないのかな。その中で、事務量をまた見させてもらって。資料ってなかなか難しいと思うんですけど、判断できる資料があるのであれば提出いただきたいですし、その事務量を勘案した上で、一定の理解はあり得るのかなというふうに私は思っています。

また支障が、もし今の議会事務局の職員、議員さんの中で支障が来しているよっていうような状態が出てきたら、例えば人員をふやしていただくとか、そういったことを1つの条件としての一定の理解というのは、私としては、あり得るのかなというふうに思っているところです。

委員長　　あと、坂口委員、もし何かありましたら。

坂口委員　　仕事量がふえるっていうのはもう確実なことなので、それが今までの議会の事務局としてのその仕事を全うできるのかどうか、その辺はちょっと懸念しますわね。

それと、監査委員さん、今までと変わらんとは思うんですけど、監査委員さんはどういうふうなあれを言われているんですかね。議会と併任するっていうことについて。

副町長　　このお話は、代表監査の佐伯さんと、それから、議会から出ていただいています中川議員にもお話をさせていただきました。佐伯代表監査委員は、特に何もおっしゃっておられません。そうですかということで、一応は、お話は聞いていただきました。それから、中川議員につきましては、お話しさせていただいたときに、今、現、佐伯委員さんの負担増になるというようなことにならないようだけはお願いたしますというご

意見はいただいております。

委員長

一定、一通り、議員さん、ご意見いただいたんですけども、理解できる部分もあるっていう意見やったんですけども、ただ、今、この時期に出していただけてきてですね、すぐもう3月の予算通して、4月から体制を変えるということについて、議会としても、判断材料にちょっと欠けるというふうに思うんですよね。機構改革していただくのは、(1)、(2)については特段、何ていうのかな、こちらに影響がある部分も少ないですから、やっていただくのは結構かと思うんですけど、この3番目についてはですね、すぐに次年度からっていうのは、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに思うんです。別に再来年度からしていただいても、これについては、監査委員書記について、置くか、置かないかっていうことですので、そこだけでも、対応しようと思ったらできる話やというふうに思うんですよね。議会のほうとしても、もうちょっと議会事務局の業務量がどうなるのかということと、体制が変わって実際的にどうなるのかっていうのも十分に、やっぱり慎重な検討が必要やというふうに思いますので、私、この3点目についてはちょっと見送っていただけないかなというのが、議会運営委員会としての、委員皆さんの意見聞く中で、町のほうに対応をお願いしたいなというふうに思うんですけど。

副町長

ちょっと、今、委員長からおっしゃっていただきました、どのぐらいの事務量があるかという点につきまして、資料、どんな資料がちょっとつくれるのか、今ちょっと、すぐにはちょっとあれなんですけど、ちょっとどういう形の、今、業務で進んでいるかっていうの、もうちょっと具体的な資料がつくれたらと思いますので、ちょっとそれを提示させていただけたらなというふうに思いますけれども、それでちょっとご判断いただけたらと思うんですけど。

委員長

資料は、提出していただけるんやったらいただきたいですけども、議会としても、いろいろ慎重に審議をしたいわけですね。もう今説明い

ただいて、提案いただいて、4月からっていうのが、ちょっと性急すぎるというふうに思うんです。だから、議会運営委員会としても、できればやっぱり1年かけてどうなんやという審議をした上で、最終的に結論どう出すのかっていう、それぐらいのちょっとやっぱり慎重な対応が必要かなっていうふうに、委員さんの意見も聞きながら思ったんですけれども。

私がちょっとそういうふうに考えたんですけど、委員皆さん、私が今、そうした提案させていただくのに対して、ご意見いただければなというふうに思うんですけど。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、条例改正ということで改正案が出てくる案件ですのでね、どういふのかな、内容わからんのに、中身が、仕事量やとかわからんのに、こんなん審議しようないのですね。そこら辺も考慮していただけたらありがたいと思います。

委員長 伴議長。

議長 今、これ、副町長ですな、正直な皆さんの意見やと思いますわ。やっぱりちょっと、いとまがなさすぎるっちゅうか、性急すぎるっちゅうか、そこには何かいうと、やはりジャッジするだけの情報、そういうものがない中で、表現悪う言うたら、めくら判押すような動き部分いふのが出てしまっていると。もっと、みんな、ちょっと勉強する時間がほしいというのが正直な意見やと。

やはり、議会の弱体っていうのは、私も、正直言うて絶対にそれは後退させるわけにいかんと思っていますし、それは副町長もわかっていたいと思うんですわ。その中で、その可能性があるということは、もうこれ、避けられないことで。だから、これ、非常に難しい感じですね。今、皆さんの意見で言うと、もっともな話ですねん。だから、ちょっとこれ、委員長言われたように、ちょっとこれ、もう一度考え直していただくと。この3月にいふのは、ちょっと性急すぎると。これ、正直、議会運営委員会、そして私自身も、正直言うて、今、皆さんの話聞

き、これは非常に難しいですねん。私の意見は、ちょっと難しいというように話しさせていただきます。

委員長 副町長、大体私の提案に皆さん賛同いただいているっていうふうに思いますが、行政として、そういうふうにとちょっと1年先送りするというところで対応いただけるのかどうか、今すぐお返事いただけるのかどうか分かりませんが、いかがですかね。

副町長 一応、性急ということでございますので、ちょっと、私もできたらこの4月で人員をちょっと、配置の関係で、1人ほかの部署に回したいということもございましたけれども、性急すぎるというご意見でございますので、ちょっと資料も出しながら、ちょっとご検討いただけたらなというふうに思いますので。ただ、この4月、30年4月ということではなしに、それも含みで、ちょっとこういう形でやっていきたいということで、また資料も出させていただきます、ご検討いただけたらなというふうに思うんですけれども。

委員長 今のだと、もう次年度からやっぱりやってほしいと、30年度っていうこと。

副町長 それは、こちらの希望としてはそういうことでございますけれども、いや、性急すぎるというご意見もございますので、それはまた資料も出しながら説明させていただいて、それがまた1年延びるということであっても、それは結構でございますので。

委員長 そうしましたら、資料は資料として出していただくということですが、本日ご提案いただいた内容については、この3番目、議会事務局職員が監査委員書記を併任するという件については、議会運営委員会としては、来年度4月からすぐ実施していただくのはちょっと待っていただくということで結論として確認して、町のほうにお願いしておきたいというふうに思います。それでよろしいですか、委員さん。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、この件については終わります。

それでは、副町長には他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

( 午前9時25分 休憩 )

( 午前9時26分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

それでは、付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてごらんください。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をいたしまして、次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、日程6. 報告第1号 監査結果報告について、佐伯代表監査委員にご出席いただきまして、定期監査の結果報告をしていただくこととしたいと思います。なお、佐伯代表監査委員には、報告後、退席をしていただくことといたします。

次に、町長から平成30年度の施政方針の説明を受けることといたします。

次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

日程8. 議案第1号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例については、厚生常任委員会に付託。日程9. 議案第2号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例については、総務常任委員会に付託。日程10. 議案第3号 所得税法

等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 1 1. 議案第 4 号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 1 2. 議案第 5 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 1 3. 議案第 6 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 1 4. 議案第 7 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 1 5. 議案第 8 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 1 6. 議案第 9 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 1 7. 議案第 1 0 号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 1 8. 議案第 1 1 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 1 9. 議案第 1 2 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 2 0. 議案第 1 3 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 2 1. 議案第 1 4 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 2 2. 議案第 1 5 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 2 3. 議案第 1 6 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 2 4. 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 7 号)についても、総務常任委員会に付託。日程 2 5. 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)については、厚生常任委員会に付託。日程 2 6. 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)については、建設水

道常任委員会に付託。日程 27. 議案第 20 号 平成 29 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) については、厚生常任委員会に付託。日程 28. 議案第 21 号 平成 29 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) についても、厚生常任委員会に付託。日程 29. 議案第 22 号 平成 29 年度斑鳩町水道事業会計補正予算 (第 2 号) については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程 30. 議案第 23 号 平成 30 年度斑鳩町一般会計予算についてから日程 35. 議案第 28 号 平成 30 年度斑鳩町下水道事業会計予算についてまでの 6 議案は、一般会計と各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の当初予算でございますので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程 30. 議案第 23 号から日程 35. 議案第 28 号までの 6 議案につきましては、予算審査特別委員会を設置し、付託いたします。

なお、この予算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところでございますが、本会議初日に本案を議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第 5 条の規定に基づき、委員 7 名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくことといたします。

次に、日程 36. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その 1) 及び日程 37. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その 2) の 2 議案は、人事案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

次に、日程 38. 認定第 1 号 町道認定及び町道の一部廃止については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程 39. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告

について(損害賠償の額の決定について)から日程4 1. 報告第4号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての3議案については、報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認いたしましたとおりに付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおりに、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする諮問第1号及び諮問第2号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となりました場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、賛否の討論は各1名ずつということで、確認しておきます。以上で、(1)平成30年第1回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2)要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに4件の要望書等をお受けしております。この取り扱いについて、ご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。 真弓議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、これまでに提出を受けました4件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

初めに、斑鳩町龍田西二丁目峨瀬自治会内町道の拡幅等について（要望）でございますが、去る12月25日に峨瀬自治会長が来庁され、受け付けしたものでございます。内容といたしましては、宅地開発事業に伴う峨瀬自治会内の町道拡幅及びごみ置き場の設置場所について、開発業者との事前協議の中での配慮を求めるものでございます。

なお、同内容の要望が町長宛にも提出されており、2月1日付で、町から要望者宛に回答文書が送付されております。本日、次のページですが、参考資料としてお配りさせていただいておりますが、内容といたしましては、開発業者に協力を依頼したが町道拡幅については受け入れられなかったこと、ごみ置き場の設置場所については変更されたことを回答されております。

次に、峨瀬自治会内町道（546号線）の安全対策について（要望）でございますが、去る2月9日に、こちらも峨瀬自治会長が来庁され、受け付けしたものでございます。内容といたしましては、さきに提出されました要望に対する町の回答を受けて、町道546号線については宅地開発や大型店舗の開店により通行車両の増加が予想され、安全が危惧されることから、カーブミラーや安全啓発看板などの設置を議会から町に提言するよう求めるものでございます。

次に、手話言語条例制定に関する陳情についてでございますが、去る2月13日に斑鳩町聴覚障害者協会会長のご家族の方が来庁され、受け付けしたものでございます。内容といたしましては、障害者基本法の改正により手話が言語として位置づけられたことから、町民みんなが手話の理解に努め、使用することができる環境を整備するため、手話言語条例を制定することを求めるものでございます。

次に、一時預かり保育事業に関する陳情についてでございます。昨日、2月20日に、興留9丁目にお住いの船津喬子様が来庁され、受け付けしたものでございます。内容といたしましては、育児疲れが理由の場合の一時預かりが現状では利用できないので、利用できるようにすることを求めるものでございます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

今、局長のほうから、お受けした経緯についてと、あと、1点目の斑鳩町龍田西二丁目峨瀬自治会内町道の拡幅等についての要望に対して、町のほうから既に回答されていることがありましたので、それについても、資料とともに説明をしていただきました。

それでは、まず初めにですね、これらの要望書の取り扱いについて、提出を受けました順に委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

初めに、斑鳩町龍田西二丁目峨瀬自治会内町道の拡幅等についての要望ですが、この要望書については、次の峨瀬自治会内町道（546号線）の安全対策について（要望）と関連するものでございますので、これらの取り扱いについて、一括して委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

これ、読む間、ちょっとお時間いただけないでしょうか。

委員長

わかりました。

そうしたら、じゃあちょっと休憩もとって、9時55分まで休憩させてもらって、その間に、休憩等も含めて、これ、読んでいただくということで、よろしいですかね。

（ 異議なし ）

委員長

そうしましたら、9時55分まで休憩いたします。

（ 午前9時39分 休憩 ）

（ 午前9時55分 再開 ）

委員長

それでは、再開いたします。

休憩中に、委員さんから、場所がちょっとわからないのでその場所がわかるような資料をいただきたいということなので、事務局のほうで住

宅地図をコピーして、資料として提出させていただきました。それもあわせて見ていただいでですね、皆さんのご意見いただきたいというふうに思います。 嶋田委員。

嶋田委員 まず、この町道の拡幅等については、行政からもう既に回答されておられますので、しかも、この2つ目の陳情に関して、協力が得られず残念な結果に終わりましたということも書いておられますのでね、1つ目については配布にとどめると。そしてこの安全対策については建水に付託してはどうかなど、そのように思います。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。 小林委員。

小林委員 私も嶋田委員おっしゃるとおりに、安全対策について付託していただいて、それにあわせて、1つ目の陳情についてもですね、いろいろ議論していただいたらいいのかなと、あわせてしていただいたらいいのかなと。多分同じところになりますので、そして、議論も、内容も一緒になるのかなと思いますので、片方だけ付託でいいのかなと。

委員長 今、嶋田委員のほうからは、1点目だけは配布にとどめて、2点目は付託してはいかがかという意見いただいたんですけど。 小林委員。

小林委員 また、拡幅工事についてもあわせて、どっちみち質問もあると思いますので。

委員長 ということは、1番目も付託するという。

小林委員 1番目のほうはもう配布で、2つ目のほうだけ、安全対策については。すみません、1枚目のほうが配布で、安全対策が付託です。

委員長 嶋田委員と同じ。  
ほかの委員さん、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、まず1点目のほうについて、確認したいと思います。  
斑鳩町龍田西二丁目峨瀬自治会内町道の拡幅等についての要望については、配布にとどめるということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、1点目の要望につきましては配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、峨瀬自治会内の町道(546号線)の安全対策についての要望につきましては、定例会に上程し、建設水道常任委員会に付託することによって確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、そのように確認いたしましたので、そのような段取りで進めさせていただきます。なお、お配りしています議事日程には入っておりませんので、議案として追加をいたします。

次に、手話言語条例制定に関する陳情について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

これは、配布にとどめて、議員各人が、必要とあれば行政に条例制定を働きかけるという方法もあるかとは思いますが、一応、厚生に付託して、厚生の委員会の中でいろいろ議論していただいて、必要であればそのような処置を行政に働きかけていくという方法もありますのでね、これ、どちらがええかというのは、私はちょっと、今すぐには判断できませんけれども、とにかく行政に、必要であれば行政に働きかけていくという方向でのことを考えています。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。 小林委員。

小林委員 ちょっと確認なんですけれども、数年前にも手話言語に関する陳情書をいただきました、厚生常任委員会として採択ということでさせていただいたんですけど、その提出者、陳情者と今回の陳情者は同じ方でしたね。確認だけ。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 はい、同じ方でございます。

小林委員 恥ずかしながら、前の陳情書は、内容はこういった内容でしたかね。議論させていただいたんですけども。県への。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 今、お手元でございますその陳情書をちょっとごらんいただきまして、その理由のところ、障害者基本法改正で手話が言語と位置づけられたこと、これを陳情されております。当時はこれが位置づけられていなかった、この位置づけを、まず、当時は陳情されていたということです。

委員長 これは、町のほうでそういう位置づけをしてほしいって、当時の陳情だったのか、それか国に意見書を出してほしい陳情だったのか、どちらですか。わかりますか。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 町のほうからもそういう、国に対してということでの、当時はそういう陳情でございました。

委員長

ですので、今回は、町のほうで条例を制定してほしいということの趣旨ですね。

嶋田委員おっしゃったみたいに、これ受けて、仮に付託するとして、採択して、どういう方法で条例をつくるのかっていうのは、議会としても条例提案はできますし、町のほうにお願いして、調査もしてもらって、条例制定を進めていくという方法もございますし、それについてはまた、仮に付託するのであれば、その委員会の中で議論していただくことになるかなと、それかもしくは議員の配布にとどめてですね、そのどういう手法があるのかっていうのを研究すると。実際にもう条例提案をそのままするっていう形もとれないことないですけど。 平川委員。

平川委員

町に要望するのか、議会としてつくるのかっていうことをやはり議論するためには、付託をしないといけないっていうことになるのかなっていうふうに思いつつ、県でも既に条例ができていのに町独自でつくることの意味とか、その辺もちょっと研究しないといけないのかなっていうふうには思うんですけど、それを、付託して検討するのか、それぞれ各自が検討するのかっていうところが、ちょっと私には判断ちょっとできかねるんですけど、もしわかる方がおられたら、教えていただきたいと思っております。

委員長

わかる方っていうか、どっちのやり方もありますし、だから、これ、仮に採択してからつくるまであまりにも時間がかかるようであれば、それはやっぱり議会として採択したことに対する責任の問題になってきますので、だからその調査だったり検討の時間がどれぐらいかかるのかっていうのも、付託するか、しないかっていう、採択するか、しないかっていう判断基準にはなつてこようかと思っております。

これも仮の話ばかりして申しわけないんですけども、だから、これ、厚生常任委員会に付託させていただいて、その趣旨について採択するというので、それから条例制定に向けて動き出すというようなことであれば、時間的にもある程度確保できるのかなとは思いますが。だから、もう、このまま採択してしまうと、即条例をつくるということに、多分

なると思いますので。 平川委員。

平川委員 障害者基本法でそういう手話が言語と位置づけられて、県のほうも条例をつくっておられる中で、そういう要望があがってきたのであれば、何か議会としてはきちんと受け止めて、議論をするっていうことは必要なんじゃないかなと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 行政のほうは、この、手話条例ですか、これは、つくる用意はしておられるんですか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 障害者、基本的な条例っていうのは、総合計画の実施事業の中には載っているんですけども、現在、これについては、この陳情書の中にも載っておりますように、県と2市だけという動きですので、まだ、今始まったばかりという状況にあるのが事実です。

嶋田委員 そうしたら、まだ町は手をつけていないということでもよろしいんですね。

委員長 それぞれ判断は難しいところではあると思うんですけど、私個人の意見も言わせてもらいますと、やはり住民さんからそういうふうに出てきたものについては、議会としてしっかり受け止めると。そして、つくる方向で検討していけるように、委員会に付託させていただいて、議論していただければなというふうには思うんですけども。

委員さんいかがでしょうか。特に、委員長もいらっしゃいますので。小林委員。

小林委員 ぜひ厚生常任委員会のほうで検討させていただきたいと思いますの

で、厚生常任委員会のほうに付託でよろしく願いいたします。

委員長 委員長もされている小林委員のほうからそうやって申し出いただきましたけど、委員さん、そういう形で、付託させていただくっていうことでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただいま議題となっております陳情につきましては、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するという確認をさせていただきます。なお、お配りしています議事日程には入っておりませんので、議案として追加いたします。

次に、一時預かり保育事業に関する陳情について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 平川委員。

平川委員 ちょっと事前に私も相談を受けていたので、ちょっとわかる範囲で説明させていただきますと、12月の末ぐらいにほかから引っ越してこられて、一軒家に住んでおられるんですけど、近くに親戚とか、育児をちょっと手伝ってくれるような親戚の人とかがいないし、引っ越してきたばかりなのでお友達もいないという中で、すごい育児に苦勞されていて、町のほうにその一時預かりをお願いしたいってことを来られたそうなんですけれども、ゼロ歳児は、今、従来の通常の保育だけでももうゼロ歳児でいっぱいなので、そこにその一時預かりとして預ける枠がないってことで、もう町の保育所としては、一時預かり、ゼロ歳児は受け入れられない状況だっというお話だったそうです。町内に黎明保育所とか、あと、法隆寺の小規模保育所とかもありますけれども、金額がやはり高いので、働いておられて収入があるのであればそういうところも利用できるだろうけれども、やはり持ち出していくっていう中ではなかなか経済的に負担にもなるっていうところで、町立の保育所で一時預かりの枠と通常の保育の枠と分けて、きちんと一時預かりの対応できるようにしてほしいってことを町には要望されていたっていう経

緯でこの陳情を出されたのかなっていうふうには、私は。ちょっと陳情出すことまで聞いていなかったんですけども、そういう経緯があるっていうことは聞いておりましたので、ちょっとお伝えさせていただきます。

委員長 総務部長、ちょっと答えていただけるようだったら確認したいんですけども、制度として、こういう方を一時預かりとしてお受けするということが、町ではできるんですよ。 面巻総務部長。

総務部長 現一時預かり条例の中では、いわゆる身体的な部分っていうのもあるんですけども、そういった枠の中では可能やと思うんですけども、ただ、今、ゼロ歳児の枠がいっぱい、一時預かりのほうも、いわゆる面積であったり、そういったものがいっぱいの中でやっていますので、こういった状況になっているのかなというふうには思います。

委員長 そうしますと、出してきはった趣旨としては、枠を広げてほしいということも含めての対応を求めているような形になるのかなというふうには理解しますけども。 平川委員。

平川委員 あと、もう1点、例えばほかの保育所で、私立の保育所とかで預けるとしても、町の町立保育所で預けられるような条件と同じような形で、何か補助を出すとか、何かそういうこともあわせて検討してもらえたらというようなことはおっしゃっていたんですけど。

委員長 そこら辺も含めて、担当常任委員会に付託して、議論していただくのか、それか、それぞれ議員に配布させていただいてっていう対応にするのかですね。

改めて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますけども、いかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 この船津さん以外にも、いろいろ、子ども預かりっていうことで悩ん

でおられる方の声も聞いたりしますので、これ、厚生へ付託していただ  
いてと思うんです。

委員長           ほかの委員さん、いかがですか。    嶋田委員。

嶋田委員       付託するのは結構なんですけれども、これを付託したことによって、  
すぐに一時預かり実現できるとか、そういうふうに誤解を与える、誤解  
を与えるというのは言葉おかしいかもわかりませんが、そういうふ  
うなことの無いような審議をしていただきたいと、付託した場合はね、  
そのように、今、感じましたけども。

委員長       付託したことですぐに、じゃあ町が対応できるようになるかっていう  
と、そういうわけではないと思いますし、まずその、これ、付託させて  
いただいて、その後、委員会での採決になりますけども、採択するのか、  
しないのかと。採択するとしても、方法をどうするのかと。そういうこ  
とも含めて結論を見出していくということにもなるかなと思います。  
小村委員。

小村委員       私も、付託していただきたいなと思います。こういった現状が斑鳩町  
で起こっているってということで、切実な住民の要望書だと思いますし、  
これを一度厚生委員さんの中でもんでいただいて、本当にこれが、財  
政的な面とかいろいろな面もありますけれども、必要であると判断した  
ならば、やっぱり町のほうにも考えていただきたいですし、議員として  
も考えていただけたらなと思いますので、そういった意味でも、一度付  
託して、議論をしていただけたらなと思います。以上です。

委員長       制度としては実施してくださいというふうに陳情いただいています  
けど、我々は執行機関ではございませんので、執行されるのは町のほう  
ということもありますのでね。だから、採択して即できるかっていうも  
のでもないですから、そこも踏まえた上での議論どうするかというふう  
に思いますけど、今、お2人の委員さんから、付託して議論していただ

いてはいかがかということでご意見いただきましたけども、ほかの委員さん、いかがでしょうか。そういう方向でよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、ただいま議題となっております陳情につきましては、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加いたします。

以上で、(2) 要望書等の取扱いについてを終わります。

次に、今年度の検討事項について、災害時における議会の対応についてですが、①ですが、先日、委員の皆様には、嶋田委員、小林委員がご提出くださいました申し合わせの案、また、私のほうもですね、これまで委員皆さんからいただいていた意見をなるべく集約するような形で案を作成させていただいて、事前に委員皆様に配布をさせていただいております。それらも見ていただきまして、改めて委員皆様のご意見をお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

私のは文言だけで、申し合わせ事項ということで、文言だけで作成させていただきました。これは分科会で作っていただいたことをもとにやっていたので、非常に分科会で作っていただいていたので、ありがたいことだと思いますし、また、この委員長案につきましても、いろいろご苦労いただいたのではないかなと思っております。

この委員長案で、私のほうは、これで結構かと思えますけれども、最後のこの別表、表ですね、その中で、副議長の次に、私は、本来なら議会運営委員長を持ってくる、第2位ですね、持ってくるべきではないかなと、一応それだけ思いましたので、伝えておきます。

委員長

ほかの委員さん、いかがでしょうか。今、嶋田委員から出していただいた、委員長案のほうで最終的にどうかということと、あと、別表のほうですね、第2位のところに議会運営委員長を持ってくるべきではない

かというご提案いただいたんですけども、そのこともあわせて、委員さんのご意見いただきたいと思います。

余計ややこじしましたかね。そうしましたら、まず、3つ、案としては提出させていただきましても、それに対するご意見ですね、まず、じゃあ、お聞きしたほうがいいですかね。 坂口委員。

坂口委員 今、3案出ていますけど、私も、先ほど嶋田委員言われたように、委員長案で結構かと思います。ただ、この表についてはちょっと悩んでいるのが現状ですけど。案的には、もうこの案で結構かと思います。

委員長 先日、資料お渡しする際にも若干の説明させていただきましたけども、基本的に、私、出させていただいた案については、皆様からいただいたものをなるべく反映できるように集約させていただいて、副委員長とも相談させていただいて、提出をさせていただいたものだということでご理解いただければなというふうに。 平川委員。

平川委員 私も、すごいシンプルにまとめていただいたので、委員長案でいいかなと思いますけど、先ほどおっしゃっていた表のところは、なるほど、議会運営委員長、第2位にくるのかなというふうに思いますし、そのあたり、またご検討いただけたらと思います。

委員長 平川委員自身は、別表のほうについては。

平川委員 嶋田委員と同じで。

委員長 小林委員。

小林委員 議会運営委員会の4年の歳月を費やしての成果物ですので、いいものをつくりたいなというふうな思いもありまして、なかなか、今回ちょっと提出させていただいたマニュアルのほうで、いろいろな文言のほう、削除させていただいたり、修正をさせていただきました。議長と事務局

の責任とかですね、負担もかからないように、また、議会が主体的に動けるように修正をさせていただきました。

改めてマニュアルのほう見させていただきますとですね、新しい議員さんが、例えば来年改選して、すぐにでもですね、これに該当するような災害が起こったときにですね、そのときの指針となるようなマニュアルが、目に見える形でやっぱりあったほうがいいのかなどという、ちょっと心配はしているんですけども、それなりの方々がやっぱり議員になれるので、そのあたりがどうなるのかなという心配はあるんですけども、確かに委員長の折衷案のほうがわかりやすく、理解はしていただけるかなというふうに思うんですけども、ちょっとそのマニュアルをなくすことによる心配があるっていう、不安はあるんですけども。

委員長

この間、いろいろ議論をさせていただく中で、これが正解っていうのがなかなかもう見出せない。未経験の中で、まずやっぱり、確認できる範囲で確認して、スタートしてみて、実際にあったらあかんんですけども、経験する中で、試してみて、問題があれば修正をしていくという形でしか対応できないのかなというふうに思って、議論させていただく中で思ってきました、なるべく柔軟な形で対応できるようにということで、文言も、あまり確定的に書かずにですね、いろいろなケースが想定できますので、基本的には、申し合わせ、確認事項ということでまとめさせていただいてきましたので、小林委員のご心配もわかりますし、新しく、改選された後もですね、突然議員になった方も、これ読んでいただいて、この申し合わせ事項に基づいて対応していただけるものだというふうには思っていますけども。より細かい部分は逆にちょっと省かせていただいたっていうのが、今回の委員長案でございます。 奥村委員。

奥村委員

いずれの委員様も、皆、ご苦勞いただいて、本当にありがたいなと感謝しております。

大まかなことから考えたら、委員長案、これかなと思っております。この順位を、そうですね、やっぱり議運委員長が2番手に来られるといいと思います。

委員長　　そうしますと、いただいた意見では、もう委員長案でまとめてさせていただくということと、あと、別表の中でも、第2位に議会運営委員長を持っていってはいかがかということについても、皆さんご賛同いただけるのかなというふうに思うんですが。　　伴議長。

議　長　　1つ、私は、4条の7、8、この議会事務局の職員さんのところですけど、4条の7項でいけば、これ、2行目、連絡するっていうところで止まっていれば、わからんでもないんです。ただしって、こう、次が。この「原則とする」、また、この8項のほうも、「ことを原則とする」と。この「原則とする」いうのはどうなんかなというような、ちょっとこう、読んだときに思ったんですが。実際、去年の台風21号のときも、議会どうこうっていうことなく、事務局の職員さん、町のところに、懸命にちゅうか、本当にやっておられた。目の前にしてちょっとあれですねんけど、そういう姿も見ていますし、実際のところ、この原則とするっていうことがしんどいんちゃうかいなど。今までも議論、議運でしていただいたときも、非常にこの議会事務局のメンバー、しんどいん違うかなというのもあったので、ちょっとそのあたり、もう一度ご確認していただければと。

それでこの、もう1点は、この別表ですんねんけど、これ、下手に順位つけて、どうですんねやろ。必要性もあるかもわからんけど、逆に言えば、俺は何番目やからってというようなことになりはせんかなっていいいますか、実際、この順列ってあるんかいなっていう思いは持っていることは、みんなもう、このメンバー、みんなそれぞれに責任持ってと。確かに、議長とか副議長いうのは、もう前に書いていただいていますし、もし欠けるようなことがあったときには、それぞれやっぱりもう、大体、わかっているちゅうような表現あれですけど、自分が責任持ってせなあかんという形になるんちゃうかいなというような感じは持っておるんですが。その辺もちょっと、もう一度、今回、ご確認いただければと思います。その後でしたら、どちらでも結構でございます。

委員長

先、指摘いただいた第4条の7、8ですね。基本的には、原則とする。ただ、原則どおりにいかない場合について、その後に書いているような対応ができるよということの意味で書かせていただいて、これをだから、「原則とする」というのをとってしまって、「連絡する」というふうにしてしまうと、それどおりに、逆に、しなければいけなくなってしまうのかなと。だから、あくまでも原則は原則ですよ。そうじゃない場合の対応もできるようにということで、文言は整理させていただいたものです。

あとですね、その別表のほうですね。順位いうのかな、何かの優劣をつけるというふうに捉えはる人はないのかなとは思いますが、責任の所在をやっぱり明確にしておかないと、組織を立ち上げた場合ですね、じゃあ、みんな並列だと、じゃあ誰がやるんやっという、混乱期にそういう相談している時間ないと思いますので、ここはもう事前に、やっぱりこういうふうに決めておいて、順繰り、順繰りに、もうその人が対応できなかった場合にはこうなりますっていうのはあらかじめ確立しておいたほうが緊急時には対応できるのかなというふうに思うんですけども。よろしいですかね。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、ちょっと、一応副委員長、事前に相談もさせていただきましたけど、今、議論、いろいろ聞かせていただく中で、ご意見あるようでしたら。 小村委員。

小村委員

今、皆さんおっしゃっていただいて、ありがたい、また、ご指摘いただきました議運の委員長に関しても、ご指摘いただいて、確かにそうだなというふうに思わせていただきましたので、議運の委員長を第2位としてもいいのかなと、したほうがいいのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

委員長

そうしましたら、委員会としてですね、私のほうから提出させていた

いただきました委員長案のほうでもってまとめとさせていただいて、別表については、第2位に議会運営委員長を入れさせていただいて、順位を変更するというので、最終的に確認をしたいというふうに。

それと、すみません、第6条のところに、最後、「後述第10条の規定に基づいて対応する」となっていますが、これ、赤で訂正していただいていますけども、9条の間違いですので、それを改めさせていただいて、最終的に整理させていただきたいです。第6条のところですね。事務局のほうで手書きで訂正していただいている部分です。私、作成した段階では、ちょっとこの条が間違っていましたので、これは、正しくは9条ということ。

ごめんなさい、私の持っている資料と、皆さんの持っている資料と。すみません、ちょっと誤解を招くような言い方しましたが、第6条ですね、の最後の部分に、「なお、通常の議会活動による対応が可能になった場合は、後述第10条の規定に基づいて対応する」となっていますが、これ、第9条の間違いですので、これを9条に訂正させていただいて、最終的に整理させていただこうと。

(「復旧時の6項のところや。ページ数で言うたら3番目の」と呼ぶ者あり)

委員長

そうそう、6条の6項です。ごめんなさい。

そうしたら、そういうふうに訂正させていただいて、開会中の議会運営委員会に、最終、整理させていただいたものをもう一度資料として提出させていただいて、2日の日にきょうの議論の内容につきましては全員協議会で報告させていただきますけども、最終的に開会中の議会運営委員会で議会運営委員会として確認させていただいて、そのことを最終日の全員協議会で報告させていただくという形で、議会全体として、最終的に議長のほうから確認をいただくという段取りで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長        それでは、①の災害時における議会の対応については、以上で終わらせていただきます。    嶋田委員。

嶋田委員      確認です。第2位に議会運営委員長持ってきたら、第6位が議会運営副委員長に持ってこなおかしいことになると思いますので。そこら辺、順繰り、もう細かくあれせんと、もう順繰りでやっていただくような感じをお願いします。

委員長        議会運営委員長が抜けたところに、第6位に議会運営副委員長を入れるという形で変更させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

                  それでは、以上で①の災害時における議会の対応については、終わらせていただきます。

                  次に、②の議長交際費の基準についてですが、12月14日開催の当委員会で委員皆様からご意見をいただきまして、12月19日の全員協議会で、議運の委員長報告の中で報告をさせていただきました。その後ですね、特に議員皆様からご意見等もいただいておりませんので、素案をそのまま基準とすることを3月2日の全員協議会で報告させていただいて、3月23日の全員協議会で、これも最終的に議長のほうから諮っていただいて決定をするという流れで進めさせていただいて、既に、施行の期日については、先日確認しましたように、4月1日とさせていただいていますので、4月1日から施行という形にさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

                  ( 異議なし )

委員長        それでは、異議なしと認めます。

                  それでは、斑鳩町議会議長交際費支出基準を3月2日の全員協議会で報告させていただき、3月23日の全員協議会で最終的に決定、4月1日から施行するということで確認をさせていただきます。

以上で、1の協議事項については、終わります。

総務部長のほうから、何か報告等していただくことはございますか。

( な し )

委員長 それでは、総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。どうもお疲れさまでした。  
暫時休憩いたします。

( 午前10時31分 休憩 )

( 午前10時32分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。  
次に、2のその他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、議長のほうから、何かございますか。

( な し )

では、事務局のほうから。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元の資料のほう、ごらんいただきたいんですが、平成30年5月の委員会委員の選出方法につきまして、ご提案でございます。

ご存じのとおり、今現在、議員さんは1名欠員の状況でございますので、今もですけれども、3つの常任委員会のうち2つで、1名欠員状態ということでございます。それにつきまして、その選出方法ですね、これまでどおりではちょっとどうしてもいかない部分が出てまいりまし

たので、その方法につきまして、提案させていただきたいと思います。

これまでですね、単純に、まずは議長を除きますと、議員さんは全部で12名、13人で12名でございましたので、まず、3つの常任委員会に4人ずつということにさせていただいて、その後、広報にそのうちからお2人出していただくと。4人から2人引いた残りの2人が、残っている枠にはまっていくというような形で単純にいったんですけれども、今回、それでは人数がどうしても埋まらないということで、もう一度、その先で、残りのその欠員2人分ですね、それを決めていただくと必要が出てくるということなんですけれども、そのときですね、この⑤-1と⑤-2っていうところで、それを全議員から調整していただいて選ぶのか、それとも広報発行常任委員会の選出委員から2名選出して選ぶのか、これをちょっとお決めいただく必要があろうかなというふうに気づきましたので、ご提案させていただきました。

これが問題点といいますのが、全議員さんから、広報発行委員じゃない方から選出いただきますと、3常任委員会に全てに所属するということが起こり得ます。ちょっと今、非常にわかりにくい図であるんですが、2枚目なんですけれども、このイメージだけちょっと押さえて。非常にわかりにくくて、自分でもつくってあれだったんですけれども、まず1番目として、今ですね、11名の議員さんですので、上から順番に、例えば、これ、総務、厚生、建水というふうにとっていただくと、3人の委員さんのところと、4人の委員さんのところと、4人の委員さんということで、まず全員をはめていただくと。その中からお2人ずつ広報委員に出しているというのが、2番目のイメージですね。そして、右へ移っていただいて、その広報以外の方から残りの方を埋めますけれども、2つの委員会で欠けますというのが、3つ目のイメージです。そして、4つ目で、その最後の2枠をはめていくわけなんですけど、広報委員会から出さない場合には、ごらんいただきますように、上のほうのこの1のイメージでは、3、3、3と3番の人と、7、7、7ということで、3常任委員会に所属する方があり得る、起こり得ると。下のほうなんですけれども、⑤-2の案では、それを広報発行常任委員会からの限定というふうにしますと、お1人2常任委員会という姿になると、そういうことで

ございます。

これにつきまして、また後ほど委員長からもございますと思いますけれども、5月の改選時にはこれをやっていくためには、3月の開会中にはお決めいただく必要があろうかということで、今回、ご提案させていただいたということでございます。以上です。

委員長

ありがとうございました。

5月の改選前までにこの選出方法についてちょっと確認をしていく必要がありましたけども、ぎりぎりになってからというのではなく、きょう、時間のあるうちにですね、事前に確認させていただきたいという、今、局長のほうから提案がありました広報発行常任委員会のほうから選出していただくという考え方についても、ちょっと確認を事前にやっぱりしておくべきかなというふうに思いまして。

今、だから、常任委員会としては4つですね。広報も含めて4つですけども、ただ、広報発行常任委員会につきましては、町からの議案が付託されるということはまず考えられないという中で、議案の審査ということにかかわって言いますと、広報に入っている人から選んでいただくと、3つの3常任委員会に所属するって議員はないことになりますね。そうか、別にそれ関係なしに、いや、別に誰が入ってもいいんじゃないのということであれば、3常任委員会に入る方が出るという状況にもなってこようかと思えます。それについては、それぞれ委員皆様の考え方あると思いますので、事前にちょっと聞かせていただいて、議会運営委員会として方向性をちょっと確認しておきたいなと思いましたが、皆様、いかがでしょうかね。 平川委員。

平川委員

分かりにくいんですけど、この④までが今までどおりのやり方っていうことなんですかね。④以降の、この⑤-1と⑤-2が2パターンあって、⑤-1の場合も、要は3つの常任委員会に入る人ができてしまう。⑤-2のほうだと、3常任委員会は。

委員長

そういうことです。だから、最初に3常任委員会で希望を聞かせてい

ただ、ここに書いている数ですね、3、4、4というふうになるように希望を聞いて、その次に、広報発行常任委員会の希望を聞いて、まず、広報発行常任委員会の構成を固めてしまうと。そして、その後ですね、そのあいているその3常任委員会の中にどういう基準で入っていたらどうかと。そこで、だから3常任委員会に入る人が出てくる可能性がある。それを、やっぱり、そうすると、3常任委員会に入る人と、1つの常任委員会と広報発行常任委員会の2つに入っている議員とで、ちょっとやっぱり差が出るんじゃないのという考え方も、ないこともないでしょうから、それをよしとするのかどうかですね。

真弓議会事務局長。

議会事務局長 平川委員の最初のほうのご質問あったと思うんですけども、1番、2番、3番、4番、もう基本的には一緒なんですけども、その人数は変えております。今までが12人でしたので、4、4、4というパターンになっていまして、その人数だけ変えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっとお聞きしますけれども、これは、最初から定数6で、最初から1欠というのは、無理、可能なんですか。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時40分 休憩 )

( 午前11時01分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続きまして、委員皆様のご意見、お聞きしたいと思います。

選出方法について、事務局のほうからも提案、問題提起していただい

ていますけども、もう全議員から所属希望を聞いて調整するのか、それか、広報発行常任委員会も優先するということも含めて、所属を聞いて調整するという形にするのか。 小村委員。

小村委員 全議員から聞くという意見と、その両方の意見があるんですけども、全議員から聞くっていうことに関しては問題ないと、問題がないのかとかっていうのが、ちょっと、今、何が問題かっていうのは自分の中で明確にないんですけども、少し、ちょっとひっかかりがあるので、一度、ここでまとめるのではなくて、次回までについていう形でしていただけたらありがたいです。

委員長 そうしましたら、それぞれご意見お持ちかとは思いますが、今、小村委員のほうからそういう提案ございましたので、きょうはここで議論おかせていただいて、次、開会中の委員会の中で最終的に意見を聞かせていただいてまとめていくというのと、初日の全員協議会の中でも、今、議会運営委員会として5月の改選時の委員会の委員の選出方法について議論しているので、局長のほうから示していただいた案についても、委員会の資料として全議員に配布していただきますので、それも見ていただいた上で、それぞれの議員さんのご意見もお聞きしてですね、最終的に開会中の議会運営委員会で結論を出していくという形にさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、これをもって、その他について、終わります。  
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。  
なお、本日の委員長報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前11時03分 閉会)